

令和5年度

社協のしおり

誰もが安心して暮らせる
街づくりをめざして



ふれあいネットワーク



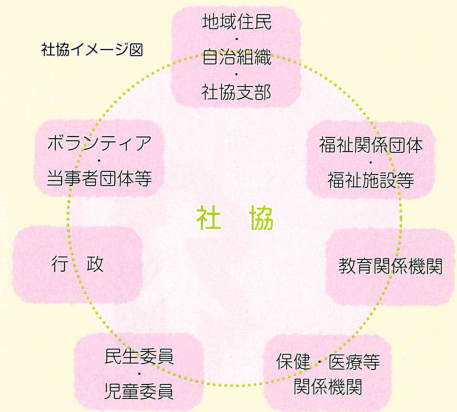
社会福祉法人ふじみ野市社会福祉協議会

社会福祉協議会(社協)とは？

「住み慣れた地域で、家族や友人と共に暮らしたい」これはすべての人々の共通の願いです。こうした願いをかなえるためには、地域の皆さんが互いに支え合うことが必要です。

社会福祉協議会は、地域の皆さんと共に住みよい福祉の街づくりを進めていくことを目的として、社会福祉法第109条に「地域福祉の推進を図ることを目的とする団体」と定められている民間の福祉団体です。民間組織としての「自主性」と広く住民の皆さんや社会福祉関係者に支えられた「公共性」という2つの側面を持っています。

社会福祉協議会では、住民の福祉ニーズや地域の課題を検討し福祉事業を企画・実施しています。また、住民が福祉活動に参加できるような基盤づくりのため、自発的な福祉活動・ボランティア活動を支援しています。保健・医療・教育などの関係者や地域福祉を形成する様々な専門家・団体・機関との連携を図りながら「誰もが安心して暮らせる街づくり」に取り組んでいます。



～社協の運営を支えるために～

住民会員制度・福祉基金

社協の財源は大別して「補助金」「共同募金配分金」「寄付金」「自主財源」に分けられます。この「自主財源」として「住民参加・住民主体」の原則から、住民会員制度を設けています。会員の加入は、納めていただいた会費を地域福祉活動の財源として活用することによって、住民や企業などの民間団体の皆様が地域福祉活動に参加・協力いただくことを目的にお願いするものです。何卒、この趣旨にご賛同いただき「社協会員」としてご加入くださいますよう、お願いいたします。また、財源の調整を図り、事業を円滑かつ効率的に行うため、寄付金等を福祉基金として積み立てています。

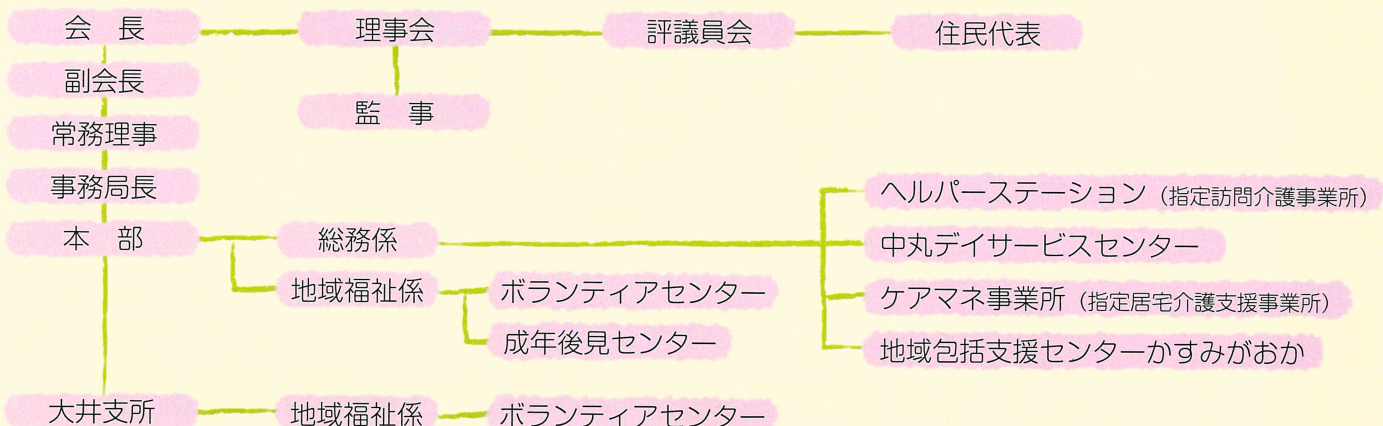
会員の種類と年会費

一般会員（世帯）	500円以上
特別会員（世帯）	1,000円以上
団体会員	5,000円以上
団体特別会員	10,000円以上

共同募金運動の推進

「赤い羽根共同募金」や「歳末たすけあい運動」など、毎年10月1日から実施される共同募金運動は、民間福祉活動の振興に大きな役割を果たしています。社協は「社会福祉法人埼玉県共同募金会ふじみ野市支会」の事務局として、共同募金運動を推進しています。

ふじみ野市社会福祉協議会の組織図



～第2期ふじみ野市地域福祉活動計画～

平成29年度に策定した「第2期ふじみ野市地域福祉活動計画」（6か年計画）は市の策定した地域福祉計画と基本理念「豊かな心で支え合う 安全と安心のまち ふじみ野」等を共有し、計画年度を合わせ一体的に策定しています。計画での重点的な2つの取り組みは次のとおりとなります。

◇支部活動の推進と強化

ふじみ野市地域福祉活動計画の重点項目の一つとして取り組んだモデル支部の事業等を参考にしながら支部活動全体の強化・発展を図ります。

◇社会福祉法人等との連携強化による民間福祉活動の推進

市内の社会福祉法人や福祉関係団体等との情報交換・共有を積極的に行い、連携をさらに強化し協働することで、住民参加による福祉の街づくりを推進します。



～地域における支え合い・

助け合い活動の推進～

コミュニティソーシャルワーカーを配置し、世帯全体が抱える複雑で複合的な悩みなどの相談に応じるとともに、きめ細かい小地域単位の住民同士の支え合い活動を行う社協支部の活動を推進することで、住民が様々な支援機関と協力・協働して、地域課題の解決に向けた取り組みが行える地域づくりを支援します。

◆主な支部活動

見守り活動の推進

見守りチームを結成し、一人暮らしの高齢者や高齢者世帯等の見守り活動を実践します。

高齢者情報誌「福寿草」の配付

一人暮らしの高齢者の方等を対象に、各種福祉情報の提供や見守り・安否確認を目的に毎月15日発行の情報誌をご自宅へお届けします。

ふれあい・いきいきサロン／世代間交流事業

高齢者・障がい者・子育て世代の方などが、地域の中で孤立化しないよう、地域住民が共に集い、仲間づくりや支え合いの輪を広げることを目的として実施します。

新入学児童お祝い事業

地域で子どもたちが健やかに育つことを願い、新入学児童を対象に「お祝い事業」を実施します。

社協支部車椅子貸出事業

市社協が実施している「車椅子貸出事業」を、一部の支部でも実施します。



社会福祉法人等 ネットワーク事業

高齢者・障がい者・子ども等の支援に携わる社会福祉法人等と連携・協働し地域における福祉活動を推進するため連絡会を開催し、ネットワークの構築を図ります。

いきいきクラブ連合会 事務局

高齢者の生きがいや健康づくり、教養向上や地域社会との交流を目的に活動しているいきいきクラブ連合会の事務局支援を行います。



～在宅生活を支える事業～



歩行杖支給事業

歩行が不安定になった高齢者の方に歩行杖を支給することで、介護予防と地域ぐるみによる「社会参加」のお手伝いをします。



ひとり親家庭交流支援事業

ひとり親家庭を対象に子育てに関する悩みや情報を交換する場の提供と、仲間づくりを目的として親子で楽しい体験ができる交流会を実施します。



福祉車輻・車椅子等の貸出

車椅子を利用されている方の外出時に便利な福祉車輻（スロープタイプワゴン車）や車椅子の貸出事業を行います。（利用料無料／燃料費実費負担）



子どもの居場所づくり支援事業

「コミュニティ食堂（子ども食堂）」など、子どもが集い交流する居場所づくりに取り組んでいる団体の事業へ補助します。



自動車運転免許取得費補助

身体障がい者の社会参加を支援するために、運転免許取得費の一部を補助します。



一人暮らし高齢者の支援活動

一人暮らし高齢者が、自ら問題解決できる力や相互扶助による仲間作りをすすめていくために、当事者の会の支援や連絡会、交流会を実施します。



災害見舞金

火災や浸水等の災害に見舞われたとき、申請により支給します。



障がい者関係団体支援事業

障がいのある当事者団体及び家族会等の実施する事業へ補助します。



歳末援護事業

低所得者の方など支援を必要とする世帯に歳末見舞金を支給します。



成年後見センター

認知症、知的障がい、精神障がいなどのため判断能力が不十分になり、契約や財産の管理などをすることが難しい方々が、地域で安心して暮らせるよう以下のお手伝いをします。

● 相談・利用支援

成年後見制度に関する相談や利用支援、情報提供、申立てに関する支援などをお手伝いします。

専門的な相談にも応じられるように司法書士による「あんしん後見相談」や「行政書士・社会福祉士による無料相談会」を実施します。（予約制）

● 市民後見人の養成・活動支援

市民後見人養成講座受講修了者を対象にフォローアップ研修等を実施し、活動を支援します。

● 普及・啓発

成年後見制度への理解を深め利用を促進するため講演会を開催したり、地域に出向いて研修会を実施します。



法人後見事業

「成年後見制度」の成年後見人等を社会福祉協議会（法人）が受任することで判断能力が不十分な方々を法的に保護し、権利を守るお手伝いをします。



～在宅生活を支える事業～



ふれあいサービス事業

(住民参加型在宅福祉サービス)

社協会員同士の助け合い活動で、日常生活でお困りの時に事前に登録された協力員が、ご自宅を訪問し下記のお手伝いをします。

◆サービスの内容

- 掃除・洗濯・買い物・食事の支度等の家事援助
- 話し相手・見守り
- 要介護者の軽易な身の回りのお世話
- 通院介助・外出等の付き添い
- 産後の家事援助・沐浴

協力員募集中！

ふれあいサービス事業・産後ヘルパー派遣事業の協力員を募集しています。



提供日・時間	利用料金
土日・祝日を除く9時～17時	1時間800円 ※延長は15分単位で200円
上記以外の時間帯	1時間あたり200円加算
サービス休止日 12月29日～翌年1月5日	

※非課税世帯の方は、利用料金の半額を補助します。なお、産後ヘルパー派遣事業補助との併用は出来ません。

※利用にあたっては、事前に「利用券」を購入していただきます。



産後ヘルパー派遣事業

(住民参加型在宅福祉サービス)

産後に「ふれあいサービス事業」の家事援助・沐浴等をご利用いただく際に、利用料金の半額を下記の条件で補助します。

出生児	利用できる期間	利用回数	1回の利用時間
1人	産後3か月間	週5回以内	2時間以内
2人以上	産後6か月間		3時間以内

※原則として出産予定日の1か月前までにお申し込みください。



福祉サービス利用援助事業

(あんしんサポートねっと)

契約に基づき、生活に不安のある高齢者や知的障がい者・精神障がい者の方々を定期的に訪問し、書類整理や代行手続き等を支援します。また、大切な書類を銀行の貸金庫で保管したり、金融機関での払い戻し手続き支援等の日常的な金銭管理もお手伝いしています。



- 利用日時 月～金曜日（祝日／12月29日～翌年1月3日は除く）9時～17時
- 利用料金 1時間1,200円～1,600円（支援内容によって料金が異なります。）

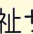
※生活保護世帯は無料。

※銀行貸金庫による書類預かりは、別途基本料金が年間2,000円、毎月の利用料が500円となります。



～介護保険事業・委託事業等～

ヘルパーステーション

(訪問介護事業)(障害福祉サービス事業)(地域生活支援事業)(多胎児産後ヘルパー派遣事業)

介護保険サービス利用対象者、障がい者(児)、難病患者や多胎児を養育する家庭に対して在宅生活を支援するために、訪問介護員(ホームヘルパー)がご自宅を訪問して、身体介護や家事、外出などの支援を行う事業です。

中丸デイサービスセンター (通所介護事業)

介護保険サービス利用対象者の入浴・食事の提供や介護・介助、健康状態の確認、機能回復訓練、心身機能の維持回復・向上を図るための支援を行う事業です。

ケアマネ事業所 (居宅介護支援事業)

介護保険サービスの利用は、要介護認定・要支援認定やケアプランの作成が必要となります。社協では、介護支援専門員(ケアマネージャー)を配置して、利用される方々の状況を充分把握し、ケアプランを作成し支援します。



高齢者あんしん相談センターかすみがおか 地域包括支援センターかすみがおか

高齢者が住み慣れた地域で安心して暮らしていけるよう、介護・保健・福祉の面から総合的な相談、支援を行います。高齢者の身近な相談窓口として専門知識を持つ社会福祉士・主任介護支援専門員・保健師等が相談に応じます。



介護支援ボランティア事業

高齢者が、介護支援ボランティア活動を通じて地域貢献することを支援し、高齢者自身の社会活動を通じた介護予防を推進する事業です。



生活支援体制整備事業

生活支援コーディネーターを配置し、高齢者の生活支援・介護予防サービスの提供体制整備や関係者間のネットワークづくりを行う事業です。

～貸付・相談事業～



生活福祉資金の貸付

埼玉県社協で実施している資金で、市町村社協が相談・申請等を受け付けています。低所得世帯・高齢者世帯・障がい者世帯に対して世帯の自立更生を促進するため、下記の資金貸付を実施します。

- 総合支援資金 ●福祉資金 ●緊急小口資金 ●教育支援資金 ●不動産担保型生活資金



高齢者相談窓口事業

市内の要援護高齢者を対象とした、総合相談窓口を開設します。



つながる相談窓口

ふじみ野市内の社会福祉法人と協働して、相談窓口を開設しています。どんな悩み事でもお気軽にご相談ください。



～ボランティアセンター～

社協事務所内にボランティアセンターを設置し、ボランティア活動に関する相談や紹介、調整、情報提供等を行います。



ボランティア活動に関する相談・支援

- ◆ ボランティア活動の相談・紹介・調整・情報提供等
- ◆ ボランティア活動者・団体等の登録
- ◆ ボランティア団体・当事者団体等の支援
- ◆ ボランティアセンター備品・図書の出借
- ◆ ボランティア連絡協議会の育成・支援
- ◆ ボランティア団体、関係機関のネットワークづくり
- ◆ ボランティア活動保険の加入手続き等

ボランティア講座

ボランティア活動に関する入門講座や専門講座を開催します。

災害ボランティアの養成や訓練

災害時に備え、災害ボランティアセンター設置・運営マニュアルを基に、災害ボランティアの養成や災害ボランティアセンター立ち上げ訓練を適時実施します。

福祉用品等リサイクル事業

市民から寄せられた福祉用品等を必要とする地域住民や福祉施設等へ譲渡し福祉用品の有効活用をします。

ハートサロンの運営

ボランティア活動者や当事者が、古切手整理や手芸等をしながら交流するサロンを開催します。

日時：毎月第2・第3月曜日午後

場所：大井総合福祉センター4階 会議室2

初めてのボランティア体験事業

ボランティア活動が初めての方を対象に、夏の期間に市内の福祉施設やボランティア団体等の協力により、ボランティア体験事業を実施します。

ボランティアのつどい

ボランティア活動の悩みや課題について話し合い、意見・情報交換をしたり、交流する場として開催します。

福祉教育推進校事業

誰もが共に生きる社会について考え学ぶため、市内の小中学校、県立高等学校へ福祉体験学習や講演会等の企画や支援、補助金の交付また地域住民を対象にした研修会を開催します。



町会・自治会・町内会に加入しましょう！

ふじみ野市内の58(令和5年4月1日現在)の町会・自治会・町内会では地域住民の交流やよりよい地域づくりのために様々な活動をしています。

ぜひ、地域の町会・自治会・町内会に加入し、住みよい豊かな地域を築いていきましょう。

【問合せ】 ふじみ野市協働推進課 ☎262-9016

日本赤十字社 会員増強運動の協力



